

前文

手話は言語です。

手話は、日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に守り続けてきました。

しかしながら、これまで手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安、差別を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、今なお一般には手話が言語であることの理解は不十分です。

市民全体に手話は言語であることの認識を広め、手話を必要とするすべての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作り、すべての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざしこの条例を制定します。

条例を制定するに至った経緯と趣旨の説明

手話は、ろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための必要な言語として、大切に育まれ、受け継がれてきた。しかし、これまで、手話が言語として認められず、手話の使用に制限があり、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史がある。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採決され、手話が言語に含まれることが明記された。

その後、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられた。ろう者は耳が聞こえないことによる差別と、言語的少数者であるハンディと、ダブルで不利益を被っています。前者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などにより、より一層社会参加が促進されることが期待される。しかし後者については、上記のような条約制定や法律改正が行われたものの、残念ながら社会の自覚や理解が進まずに今日に至っている。また、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことにより、障害のある人たちに対する差別が解消されるとともに令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が公的機関、民間事業者すべての機関で義務化されたことにより、障害のある人たちのなされることにより、人権が守られ、より一層の社会参加が促進されることが期待される。このような状況を踏まえ、そのような現状の中、条例において、手話は言語であるとの認識に基づき全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う手話が自由に使える地域社会を目指すことを目的とし制定する

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行う者をいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳者その他の手話に関わる者をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通ができる権利が保障される事を基本として行わなければならない。

条例の内容を包括的に示すとともに、条例制定の目的を定める。

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで好奇の目偏見にさらされることや、手話による情報が得られず集団社会への参加がかなわないといった社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、全ての市民が共に生きることのできる地域社会を実現する。

条例中の用語についての意味を定める。

第1号ろう者：聴覚障害者の全てを指すのではなく、音声言語によらず手話によって日常生活又は社会生活を営む者
第3号手話通訳者等：手話通訳者のみならず、手話通訳士や手話奉仕員、盲ろう者通訳・介助員のほか、手話を使用して意思疎通を行う方を広く指す

基本理念について定める。

手話が言語であるということの認識に基づいて、手話を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通ができる権利が保障されることを基本として、手話への理解を深めるとともに、手話が広く利用されるようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及と、手話を必要とする全ての市民があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を実施するものとする。

市の責務について定める。

- ①手話に対する理解の促進及び手話の普及
- ②手話を必要とする全ての市民があらゆる場面での手話による意思疎通の保障
- ③ろう者の自立した日常生活や地域における社会参加の保障のため、手話通訳者の設置、手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講座の開催等の必要な施策を実施

(市民の役割)

第5条 市民は市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

市民の役割について定める。

第4条で規定する市の施策に協力するよう努めるとともに、市民一人ひとりが、ろう者にとっての手話とは何か、また、第3条で規定する基本理念についての理解を深めるよう努めるとともに、手話が広く利用される使われるよう努める。

(事業者の役割)

第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

事業者の基本的な役割について定めている。

事業者は、第3条で規定する基本理念についての理解を深め、サービス利用者としてのろう者と被雇用者としてのろう者の双方に対して、ろう者であることによる情報不足や不当な差別等が起こらないよう配慮するよう努めること。

（施策の推進）

第7条 市は第1条の目的の実現のために、次号に掲げる**施策**を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（1）手話への理解の促進及び手話の普及に関する**施策**

（2）手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する**施策**

（3）手話による意思疎通支援**体制**の整備及び拡充に関する**施策**

（4）学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する**施策**

（5）前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める**施策**

2 市は、前項に規定する**施策**を推進するため、方針を策定するものとする。

3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。

4 市長は、前項の結果に基づいて、必要な見直しを行い、施策の推進に努める。

第1項 施策の推進

（1）手話への理解を深めるとともに、手話が広く利用されるようになるための**施策**

施策例：**子ども**手話教室、手話奉仕員養成講座

（2）手話による情報の受発信がしやすい環境の構築や、手話による意思疎通がしやすい環境の構築のための**施策**

施策例：手話言語の国際デーにおける、あおい塔、巽櫓のブルーライトアップ

（3）手話による意思疎通支援を実施できる体制を整備し、拡充するための**施策**

施策例：登録手話通訳者派遣、遠隔手話通訳

（4）市内の学校において、児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する**施策**

施策例：総合学習における福祉の学習

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める**施策**

第2項 市は、前項各号に掲げた**施策**を推進するための方針を策定することを定める。

第3項 施策の推進方針を策定するとき、施策の実施状況を点検するとき又は施策の推進方針を見直すなどのときは、市は、ろう者、手話通訳者等から意見を聴取することを定める。

第4項 市長は、第3項の結果に基づいて必要な**施策**の見直しを行い、見直した**施策**の推進に努めることを定める。

(財政上の措置)

第8条 市は手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

財政上の措置について定める。
市は、手話が言語であるという理念に基づき、その理解及び普及の促進を積極的に図るために必要な財政上の措置を講ずることと。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条例の規定以外に施行に関して必要な事項は別に規定することを定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の施行期日を定める。
令和7年4月1日から施行予定。